

平成25年 第4回

教育委員会定例会会議録

平成25年4月10日

中央区教育委員会

平成25年第4回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成25年4月10日(水) 午後4時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 永嶋久子
委 員 竹田圭吾
委 員 松川昭義
委 員 鈴木ゆか
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 新治 満
庶務課長 有賀重光
副 参 事 斎藤公一
学務課長 林 秀哉
指導室長 増田好範
統括指導主事 宮崎宏明
統括指導主事 伊藤 聡
図書文化財課長 粕谷昌彦

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 鈴木 浩
スポーツ課長 森下康浩

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 藤掛和幸
庶務係員 一瀬知之

開 議 午後4時00分永嶋委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 永嶋久子
委 員 鈴木ゆか

日程第1 報告事項
各課事業報告について

委員長 ただいまから平成25年第4回教育委員会定例会を開会いたします。
初めに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は、鈴木委員に
お願いします。

なお、案件の関係で、区民部文化・生涯学習課長及びスポーツ課長に出席
をお願いしております。

次に、3月29日開会の第3回教育委員会定例会におきまして、教育委員
会事務局幹部職員の人事について可決され、4月1日に私から辞令の交付を
行いましたことを報告します。

それでは、新たに着任されました斎藤副参事より、ご挨拶をお願いしたい
と思います。斎藤副参事、よろしくをお願いします。

(副参事 自席にて挨拶)

委員長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

なお、林学務課長さんが4月1日付で総括課長に昇任されましたことをあ
わせて報告いたします。これからもどうぞよろしくをお願いします。

それでは、本日の日程に入ります。日程第1、報告事項のうち、資料1に
ついて、次長よりご報告願います。

次長 「平成25年第一回区議会定例会(2月議会)一般質問(概要)」について
資料1により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

松川委員 1ページ目、体罰問題について「勝利至上主義や競争主義の克服が求めら
れているのではないか」などの質問がされており、その質問の趣旨はよくわ
からないのですが、今、報道で「体罰」と言われていますが、言われている
のは「体罰」という意味よりも、「暴力」が否定されているのではないか。「体
罰」と「暴力」が混同され使われているような気がしてなりません。

私もスポーツ少年団で子供たちに指導していますが、先日、大分県で剣道
大会の会場で、生徒に対して指導者が竹刀で叩いたり、蹴飛ばす場面が報道
されました。あれは体罰ではなく、どう見ても完全な暴力です。「体罰」とい
う行為はどのようなことか、その辺をもう少しはっきりしていかなければなら
ないと、指導者の立場として思っています。

子どもたちに剣道を教える時、基本的に足さばきは右足が前で左足が後ろ
になります。基本ができないと次の技が出せないなので、いつも右足が前、左
足が後ろという指導をしますが、どうしても左足が前に出てしまう子どもが
います。そのような子どもに対しては足を払って、「だめだ、足を出しては」
と、足元に触れるわけです。それも体罰と言われると指導が全くできなくな
ってしまいます。

アンケート調査で「体罰」と言うけれども、子どもから「体罰を受けた」

と言われると、指導はできないと思います。「はい、右足が君、出ている」と口で言っても効果が期待できない場合、その時にはその動きの中で触って教えてあげないと子どももわからない。その時、叩くような指導をすれば、それは体罰ではなく暴力になると思います。そのように、言葉の使い方が非常に曖昧で、もう少し言葉の使い方を検討する必要があるのではないかと考えています。

委員長 受けるほうがそれを体罰ととるか、あるいはほんとうに大好きな先生が指導してくれているととるかということで、日ごろからの信頼関係だと思えます。信頼関係がきちっとでき上がっていれば、指導を受ける側も、それは多少痛くても体罰とはとらない。しかし、少し触られた程度で痛みがなくても、信頼関係がなければ、それは体罰と感じてしまうかもしれません。あくまでも指導される側の感じ方で変わるような気がします。やはり日頃の信頼関係ができ上がっていないと、非常に微妙な問題になるのではないかと気がしてなりません。

松川委員 確かにその点が曖昧だと思っています。

指導室長 委員ご指摘のとおり、非常に言葉の扱いも難しいですし、その状況をどう捉えるか。特にスポーツですと、手を添えるということです。手を添えて、その動きを正しい動きにしてあげるということで、体実際に触れるわけで、それがどういう部分であったり、あるいは強さであったり、タイミングであったりということで、非常に難しいところがあると思っております。

また、今、委員長がおっしゃった信頼関係ということも非常に重要なことだと思います。特に、学校の指導あるいは部活動などは、信頼関係の上に成り立っているものですので、その面からも非常に重要な点と思っております。

「体罰」ということが言われる中で、指導の中に暴力を持ち込んで、子どもたちに教員の意図に従った動きをさせる、あるいは行動をさせるということがあってはならない、その点を把握しなければならないと思っております。このことは学校教育法でも明らかに、あってはならないと明言されております。教育公務員として、法はきちんと守らなければいけません。また生徒との信頼関係を失うような指導であってはならないという基本的なことを、改めて教員に意識付けをすることが重要であると思っております。指導を緩める、指導をしないということではありませんので、正しい指導を行うということに心がける必要があります。そして部活動などについても、正しい指導のあり方を改めて教員が理解し指導していく機会として捉えるべきであると考えております。

竹田委員 今の「正しい」という表現の基準はどこにあるのですか。「正しい指導」というのはどういうことでしょうか。

指導室長 法的な根拠としては、「懲戒」ということになります。指導にあたり反省を促すために認められております。暴力を用いて指導することは正しくないので、よく考えて、子どもたちがわかるように指導を行っていくことが「正しい指導」ということだと認識しております。

竹田委員 学校教育法がルールなので、それに沿ってというご説明だと聞こえましたが、それは違うのではないかと思います。松川委員のお話は非常に鋭い指摘だと思います。その辺が曖昧だから、六法を見てもこの件に関しては、わからないのです。だから、僕はむしろ基本は子どもの人権をいかに守るかということではないのかと思っています。それは法に書いてあっても、なくても関係ないと思います。「子どもの人権をいかに守るか」を先に考えるべきではないかと考えています。

先程の説明では法を守るかどうかということが教育指導員としての一番最初のガイドラインであるかのように聞こえましたがいかがですか。

指導室長 委員ご指摘のとおり、教育の根本としては、子どもの人権が第一にあるべきだと思います。私が申し上げましたのは、公務員として当然守らなければならない法律の中にもそのことが明確化されているという意味でございます。委員がおっしゃるように、子どもの人権を守るという立場を前提に、正しい教育活動を進めるということで、その過程で当然暴力はあってはならないことと考えています。

竹田委員 僕の言い方がまずかったのかもしれませんが、人権は法に明文化できないと思っています。ですから困っているのだと思います。先程の大分県の例でも、たまたまカメラで撮影していたから実態がわかった、あるいは松川委員が横で見えていたら注意ができますが「あれは暴力ではなく指導だ」とその場の指導者が言ったらどうですか。指導の現場はそのような場合が多いのではないですか。ですから、法に明文化され、解釈し得るかどうかととは関係なく、先程委員長が信頼関係が大切だとおっしゃいましたが、そこで人権が担保されているかどうかということを、法を越えて現場に立つ指導者に求めることが教育委員会としての考え方の原則ではないかと思います。

要するに、指導者が「法に書いてあることには背いていません」と開き直った時、どうするのかということが問題ではないかと思いますが、いかがですか。

指導室長 ささまざまな事例が発生する中で、個々の事例に対して考えていかなければならない問題だと考えます。法は、文言で規定されているため判断は非常に難しいと考えています。法には当然のことが規定されているわけですので、その意味では、子供の立場を十分に考えていく必要があります。教員は法律に定められているからやる、やらないということではなく、子ども

の教育としてどうなのかという点から考えていくべきであると思っておりますので、学校に対する指導もそのような観点から進めていきたいと考えます。

松川委員 誤解されると困るのですが、これはスポーツのことを言っていますけれど、学校現場でもぜひ先生が萎縮しないで、自信を持って指導にあたっていただきたいと思います。法的なことにとらわれず、指導時に全く手を出せないなどと萎縮するのではなく、先生には自信を持って指導にあたっていただきたい。手を出すと体罰だと言われてしまうので、難しいかもしれませんが、そのようなことで先生が萎縮せず、竹田委員が言われたように、現場で臨んでもらいたいと思います。

委員長 善悪がわからない年齢、それから危険と安全がわからない年齢、そのときは体罰というわけではなく、たたいたりして教えるということは、海外では子どもの教育として何度も聞いたことがあります。しかし、少なくとも話せば善悪がわかる、それからこれは安全が危ないか、ということがわかる年齢になったら、体に痛みを感じるような教え方をしてはいけないというのが、私が知っている限り、海外で子どもを育てているお母さん方の意見でした。これはヨーロッパ、アメリカ、スカンジナビアでもそうでした。

ですから、ほんとうに善悪がわかる年齢になったら、体に罰は与えない。しかし、熱いところに手を入れる、ぐらぐら煮えている中に手を入れようとしている時は、しっかりとたたいて、本当に痛い思いをさせて、その危険から守ってあげなければいけません。

指導とは違うのかもわかりませんが、そのようなことも参考に考えれば良いのではないかと思います。最後はやはり、本当に信頼関係を築くということがとても重要だと感じます。

竹田委員 そうですね。我々は教室や部活の現場に行けないし、チェックもできないので、現場の先生方に任せて、何かあれば教育委員会が責任をとるとというのが理想だと思います。中央区には幸いないですけども、ほかの自治体では、身体的なコンタクトはなくても言葉の暴力という、言葉を交わさず子どもの人権をじゅうりんするということが現実に起きています。ですから、体罰の規定はあるかもしれませんが、先生方には法や規則にのっとっているかどうか、法やルールを守るかどうか、ということではなくて、そうならないために中央区教育委員会としてお伝えして、現場で起きたことは先生方にお任せして、何かあったら私たちが責任をとるということで良いと思います。

教育長 竹田委員と松川委員からのご意見を聞かせていただきまして、確かに法律に禁止されているからやってはいけないということでは、教員あるいは指導者としての適格性が十分でないと思います。やはり大きな視点は、子どもの人権ということですし、子どもたちをどのように育てていくのか、何より向

上させるという取り組みをきちっとやっていただかなければなりません。

文部科学省でも、体罰禁止という考え方に立ちやっちはいけないことと、これは許されるという例示を示しています。ただ、その乖離はかなり大きいですし、松川委員のおっしゃっていたような、剣道やバスケットボール、あるいは陸上など、競技内容によって指導方法はそれぞれ違います。どういう形での指導が子どもたちにとって的確な指導になるのか、ということについて、もっと具体的に現場と詰めていく必要があると思います。

従いまして、暴力がいけないのは当然ですが、子どもの体に触れるなど、何か子どもに対して有形力を行使する場合については、その指導がなぜ必要か、どういう効果があるのかということを具体的にしっかりと教育委員会としても学校と検討していきたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

竹田委員 6ページの8番、教育施設整備についてですが、答弁の最後に「ソフト・ハードの両面から検討していく」とありますが、非常にニュートラル、中途半端な印象を受けます。学童クラブの申込者数や乳幼児クラブの登録者数の状況が答弁に入っており、現状として課題があることは確かだと思いますがこれらの状況をどのようにしていくと考えているのですか。

ソフト・ハードの両面において、必要があればすぐに対応した方が良いと思われるが、将来見込みとして難しいということであればそのような方針をしっかりと示した方が良いと思いますがどうですか。何を基準に、いつどのようにアクションをするということなのでしょう。

庶務課長 答弁では、主にプレディのことについて書いてあるのですが、プレディは現在、ハード面で各学校に居場所づくりの整備として行っています。しかし、ハード面だけではなく、ソフト面でもいろいろな工夫をすることによってプレディの運用ができるのではないかと考えているということをございます。

竹田委員 答弁ではプレディのことについては書いてないようですが、今の説明ではよくわかりません。

次長 補足をさせていただきます。質問では、「放課後の居場所は、プレディの整備はもとより、児童館機能の整備も必要」という内容になっていますので、回答の主旨としてはプレディも含めた内容になっています。

豊海小学校、月島地域の小学校もそうですが、2教室分程度のプレディ専用ルームがあります。今後、それらの施設を新築または改築する時に拡充し、もっと多くの子どもたちが利用できるようにするという方策も考えられます。そのような施設面での対応、これから改築の構想づくりを始めるわけですが、そのような対応も可能ではないかと考えています。

それらを含め検討していく、当然、既存の勝どき児童館などの児童館機能の整備や児童館自体のソフト面による運用でより多くの子どもたちを受け入れる体制づくりも必要です。これから整備していく中で何ができるのかということを考えるという意味で、ソフト、ハードの両面にわたりという表現になっております。

竹田委員　よくわかりました。ありがとうございました。

細かくて申しわけありませんが、0歳児の乳幼児クラブの登録者数は約2.7倍と施設規模を超えていますが、保育のこととして考えあわせると非常に微妙な問題だと思いますが、教育委員会として何か対応する必要があるのでしょうか。

次　長　0歳児については、児童館の実情としての答弁になっているため、対応策としては既存の児童館での工夫ということにならざるを得ないと思っています。ご存じのとおり、プレディはその小学校の学区域の児童だけが対象ですので、乳幼児まで受け入れるスペースや機能を持ち合わせておらず、施設でもないため、そのような対応を考えていただきたいと思っています。

竹田委員　居場所やプレディの問題とは別に保育の問題は存在するので、教育委員会として答弁されるということは、対応を求められることになりませんか。

次　長　この答弁につきましては、教育委員会の教育長が答えた答弁ではございません。区の全体の子育て支援策というものを進めている中央区として、こういう問題点があるのではないかというご指摘でございました。それに対して区長から答弁させていただいた内容で、区全体の視点から子育て支援機能の充実をどうしたら良いのか、特にこの地域は大きな問題を抱えているのではないか、ということに対しての答弁でございます。

委員　長　ほかに質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員　長　それでは引き続き、資料2及び資料3について、学務課から順次報告願います。

学務課長　「平成25年度在籍児童・生徒・園児数及び学級数」について資料2-2により報告。

「平成25年度区立学校・幼稚園周年行事」について資料3により報告。

委員　長　ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

松川委員　資料2に関連して、個別の細かい数字は結構ですが、特認校の現状についてお聞かせください。

学務課長　特認校につきましては、非常に区民の方々の好評を得て、利用されています。保護者のアンケートにおきましても、9割の方が満足というお答えをいただいています。

現在、5年生までが特認校制度を利用しており、着実にお子さんが増えて
いる状況の中で、小規模校への就学も近年、希望される方々が2桁という状
況でございます。小規模化の緩和、そのような特認校の目的においては非常
に効果が上がってきているところでございます。制度的には安定してきてい
るという感想でございます。

委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは引き続き、資料4について、指導室から報告願います。

指導室長 「平成25年度中央区教育委員会研究奨励校(園)」について、資料4によ
り報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

松川委員 2点について伺います。1点目は、阪本小学校の体育の研究授業ですが、
中央区では体力テストをすると、「投げること」がよく弱いと言われていま
すが、その点を考慮していますか。

指導室長 その点については、どの学校も同じように課題となっております。本年度、
体育と健康委員会で、投力あるいは持久力をつけるための日ごろの遊びとい
う考え方で、各学校で取り組んでおります。今回、阪本小学校が2年間、研
究奨励校として体育の研究授業を行う中でも、ぜひそのような特別な運動とい
よりは、経験不足で身についていない、特に投げる運動経験、あるいは腰を
ひねるという運動などさまざまな運動や遊びを通して、休み時間などにも挑
戦し、取り組んでいただきたいと思っています。

松川委員 2点目は、晴海中学校の説明で小中一貫校と晴海総合高校のことを言われ
ました。このことは以前から言われていたように思いますが、小中一貫校と
はどのようなものなのかを研究するのか。小中一貫校を目指して研究するの
か。どのような取り組みを考えていますか。

指導室長 小中一貫校をつくるという考え方ではなく、隣同士の学校として今までも
いろいろな実績がありました。小中一貫というのは、小学校の教員が子ども
たちは中学校に行ったらどのようなことを学ぶのか、あるいはどのような学
び方をするのか、逆に中学校の教員は、小学校でどのようなことを学んでき
たのか、教員たちが教えることが小学校で学んだことがベースになる訳で
すが、そのつながりに対する認識が十分でなかったり、あるいは指導方法が、
急に数学に変わってしまったり、子どもたちにとってそのように連続性が不
十分であったということで中1ギャップというようなことが言われている訳
です。それを改善していくために、お互いの授業を見合う、あるいは子ども
たちのために、小学校は中学校へ、中学校は小学校へ引き継ぐ場面を設ける
ということで、小中一貫の考え方を進めております。

小中一貫教育として、9年間の義務教育の中で教員たちがお互いにどのように考えていくことが重要なのかということを考えております。

委員長 よろしいでしょうか。

松川委員 昨日か、今日の新聞だったと思いますが、品川区で小中一貫ということが整ったというような記事が掲載されていたと記憶しています。必ずしも小中一貫がいいとは思いませんが、中央区ではとどまっているというか、何年間も足踏みをしているという印象を受けるのですが、どうですか。

指導室長 目指しているところが品川区とは違うところがあるかなと思っています。9年間、小学校と中学校と区分されているものを1つの組織とする、あるいは一貫校として、7年生、8年生、9年生という考え方の中で、メリットも、デメリットもあります。デメリットとして、6年間で1つの節目を迎え、次の節目でまた子どもたちの発達を迎えます。1度リーダーになり、また次にリーダーになるという機会が、小・中で区分されている場合は1回ある訳で、それぞれメリット、デメリットがありますので、そういったことをあわせて考えていかなければなりません。

いずれにしても、子どもたちにとって、目標を持ちながら9年間を過ごし、より子どもたちの意欲を高め向上させていくという枠組みを考えていくことが大切ではないかと思っております。他区の動きも十分に見据えながら、中央区として取り入れていけるものについては取り入れていくことが必要ではないかと思っております。

教育長 松川委員のご指摘は、いろいろ取り組んでいるけれど、具体的な成果が見えないというご指摘と捉えております。その点につきましては、現在、整理をしているところでございますので、具体的な内容について早期にご提示できるよう、整理を急がすようにいたします。

委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは引き続き、資料5及び資料6について、図書文化財課から順次ご報告を願います。

図書文化財課 「平成25年度『子ども読書の日』記念事業の実施について、資料5により報告。

「平成25年度区立図書館図書特別整理の実施に伴う臨時休館」について、資料6により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 質問等ないようでございますので、引き続き、資料7について、文化・生涯学習課から、資料8及び資料9について、スポーツ課から順次ご報告をお

願います。

文化・生涯学習課長 「平成25年度文化・生涯学習課事業一覧」について、資料7により報告。

スポーツ課長 「『スポーツ祭東京2013』デモンストレーションとしてのスポーツ行事の実施に伴う調整会議の設置及び協議会役員の編成」について、資料8により報告。

「平成25年度スポーツ事業一覧」について、資料9により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 引き続き、資料10について順次報告願います。

庶務課長、学務課長、指導室長、図書文化財課長

「意見・要望」について、資料10により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないようでございますので、文化・生涯学習課長及びスポーツ課長さんには、退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(文化・生涯学習課長及びスポーツ課長退席)

委員長 これで本日の日程は終了いたしますが、委員の方からご意見等ございましたら、お伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ご意見等ないようでございますので、これで本日の委員会を閉会いたします。

午後5時14分 永嶋委員長閉会宣言

署名委員